一戸町告示第158号

条件付一般競争入札公告

令和８年11月10日

一戸町長　小野寺　美　登

1　入札対象物品

(1) 件　　名　　町内小中学校の消火栓ホース購入

(2) 数量及び仕様　別紙仕様書のとおり

(3) 納入場所　　町内小中学校

(4) 期　　限　　令和９年３月31日（水）

2　入札予定日　　令和８年11月26日（木）　午前10時00分

会場　岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地９

一戸町役場庁舎　２階　特別会議室

3　入札参加資格

(1)　一般財団法人岩手県防災保安協会の協会員名簿に名を連ね、二戸管内に主たる営業所又はその他の営業所を有する者で、消防申請及び検査立会ができる者。

(2)　次に掲げる要件を満たしていること。

①　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

②　政令第167条の４第２項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

④　町税の滞納がないこと。

⑤　以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

4　照会先　郵便番号 028-5311　岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地９
一戸町教育委員会　学校教育課　　電話番号　0195-33-4860

5　入札説明書の配付期間及び配付場所　令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 16 日（月）までの一戸町の休日に関する条例（平成２年一戸町条例第８号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前８時 30 分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、４の場所で交付。

6　申請書類　一戸町教育委員会学校教育課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成 24 年一戸町告示第 97 号。以下「要領」という。）様式第２号）を提出するものとする。

7　配付期間並びに配付場所及び申請書類の提出場所　令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 16 日（月）までの休日を除く毎日午前８時 30 分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、４の場所に持参のうえ、１部を提出することとし、郵送による提出は認めない。

8　仕様書の閲覧及び貸出　令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 25 日（水）までの休日を除く毎日午前８時 30 分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、４の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは、１者当たり２時間とする。

9　入札の無効　この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2)　入札保証金は免除する。

(3)　契約保証金は契約額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。ただし、一戸町財務規則（昭和 50 年一戸町規則第 17 号）第 132 条第１項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第 131 条第１号又は第２号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4)　本件は、予定価格を事後公表とすること。

(5)　６の書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

(6)　６の書類の提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(要領様式第６号)を令和８年 11 月 20 日（金）までに送付する。

(7)　３の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

(8)　入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和８年 11 月 25 日（水）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(9)　その他詳細については、一戸町教育委員学校教育課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得による。

別紙

主たる営業所又はその他の営業所について

一戸町の競争入札参加資格における主たる営業所又はその他の営業所とは、次の要件を満たしていることが前提となります。

記

Ⅰ　主たる営業所

主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督及び請負契約締結の権限を有する１ヵ所の営業所をいいます。

通常は本社、本店等ですが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

Ⅱ　その他の営業所

その他の営業所とは、主たる営業所以外で概ね次の要件を備えている営業所をいいます。

(1)　事務所としての形態を整えていること。

・営業所の所在を明らかにした看板又は表札が設置され、付近から当該営業所の存在が容易に確認できること。

・営業事務を執り行える机、電話、ファクシミリ等の事務用什器等が備え付けられていること。

・電話料金等、営業所経費の支払いが会社から支出されていること。

(2)　営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。

・法人町民税申告書等において、営業所の人員配置が確認できること。

・人的な配置がされていない場合、又は配置職員が主たる営業所（本社・本店等）と兼務で不在になっている状況が頻繁となっている場合は、営業所としては認められません。（例えば、電話が常時不在転送になっている、単なる取次や連絡員のみを配置しているような場合は、営業所として認められません。）

Ⅲ　その他

(1)　必要に応じて関係書類の提示を求める場合、又は営業所の所在、実態について、調査を行う場合があります。

(2)　Ⅱの(1)及び(2)については、主たる営業所にも当てはまる事項です。

一戸町教育委員会　学校教育課

別紙

物品購入仕様書

一戸町教育委員会学校教育課

1　件　　名　　町内小中学校の消火栓ホース購入

2　納入場所　　町内小中学校

3　納入品目及び数量　　下表のとおり

No.	学　校　名	内　容　等	数量	単位
1	一戸小学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	22	本
		既存消火栓ホース処分	22	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
2	一戸南小学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	18	本
		既存消火栓ホース処分	18	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
3	旧鳥海小学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	12	本
		既存消火栓ホース処分	12	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
4	奥中山小学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	14	本
		既存消火栓ホース処分	14	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
5	旧鳥越小学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	10	本
		既存消火栓ホース処分	10	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
6	一戸中学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	24	本
		既存消火栓ホース処分	24	本
		消防申請及び検査立会費	1	式
7	奥中山中学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	12	本
		既存消火栓ホース処分	12	本
		消防申請及び検査立会費	1	式

8	旧小鳥谷中学校	屋内消火栓ホース 40Ａ×15Ａ	16	本
		既存消火栓ホース処分	16	本
		消防申請及び検査立会費	1	式

4　納入期限　　令和９年３月 31 日（水）

5　留意事項

（1）納入物品は、３に示す消火栓ホースとする。相当の理由が無い限り同等品は認めない。

（2）納入物品は学校内の指定した場所に運搬し、据え付けること。

（3）納品の日時は学校と打ち合わせのうえ決定し、搬入には生徒の安全確保に努めること。

（4）搬入の費用は、本仕様に含むものとする。また、梱包材の廃棄については、適正に処理すること。

（5）処分にあたり手続き等が必要な場合については、手続き完了後適正に処分すること。

（6）納品の際には、教育委員会の立会いの下、納品検査を受けること。

（7）業務上知り得た情報を漏らさないこと。